

「用地調査等業務費積算基準」(新旧対照表)

凡例：赤下線は、今回改正を示す

新・改正 (R06.4.1)	旧・現行 (R05.7.1施行)
<p style="text-align: center;">用地調査等業務費積算基準</p> <p style="text-align: right;">平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知 ＜沿革＞平成27年4月24日用第8号改正 ＜沿革＞平成27年9月11日用第41号改正 ＜沿革＞平成28年6月17日用第29号改正 ＜沿革＞平成29年5月1日用第3号改正 ＜沿革＞平成29年6月23日用第13号改正 ＜沿革＞平成30年6月29日用第1199号改正 ＜沿革＞令和元年6月28日用第1225号改正 ＜沿革＞令和2年6月30日用第1183号改正 ＜沿革＞令和3年6月25日用第1152号改正 <u>＜沿革＞令和4年6月28日用第1193号改正</u> <u>＜沿革＞令和6年3月28日用第1626号改正</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 章</p> <p>第6 建物等の調査 4 建物の調査</p> <p>表6-5 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。) <u>第3条</u>に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>同要領第6条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ <u>同要領第7条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>表6-7 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領<u>第3条</u>に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">用地調査等業務費積算基準</p> <p style="text-align: right;">平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知 ＜沿革＞平成27年4月24日用第8号改正 ＜沿革＞平成27年9月11日用第41号改正 ＜沿革＞平成28年6月17日用第29号改正 ＜沿革＞平成29年5月1日用第3号改正 ＜沿革＞平成29年6月23日用第13号改正 ＜沿革＞平成30年6月29日用第1199号改正 ＜沿革＞令和元年6月28日用第1225号改正 ＜沿革＞令和2年6月30日用第1183号改正 ＜沿革＞令和3年6月25日用第1152号改正 ＜沿革＞令和4年6月28日用第1193号改正</p> <p style="text-align: center;">第 1 章</p> <p>第6 建物等の調査 4 建物の調査</p> <p>表6-5 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。) <u>第4条</u>に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>同要領第7条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ <u>同要領第8条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>表6-7 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領<u>第4条</u>に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p>

第 2 章

第 4 地盤変動影響調査等

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第1章第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表16-2-1により行うものとする。

表 16-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.60 人</u>	
			技師 B	<u>0.60 人</u>	
			技師 C	<u>0.60 人</u>	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表16-2-2により行うものとする。

表 16-2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	<u>0.05</u>	0.04	<u>0.09 人</u>	
			技師 C	<u>0.05</u>	0.04	<u>0.09 人</u>	

注1 ・注2

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-3により行うものとする。

表 16-2-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	

第 2 章

第 4 地盤変動影響調査等

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第1章第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表16-2-1により行うものとする。

表 16-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.50 人</u>	
			技師 B	<u>0.50 人</u>	
			技師 C	<u>0.50 人</u>	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表16-2-2により行うものとする。

表 16-2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	<u>0.06</u>	0.04	<u>0.10 人</u>	
			技師 C	<u>0.06</u>	0.04	<u>0.10 人</u>	

注1 ・注2

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-3により行うものとする。

表 16-2-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	

の作成等			技師 A	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
			技師 C	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>	

注 (略)

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表16-2-4により行うものとする。

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

表 16-2-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担 説明	権利者	—	主任技師	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技師 A	<u>1.45</u>	<u>0.10</u>	<u>1.55人</u>	
			技師 C	<u>1.45</u>	<u>0.36</u>	<u>1.81人</u>	

注 (略)

附 則
(施行期日)

この積算基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成27年5月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

の作成等			技師 A	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
			技師 C	—	<u>0.24</u>	<u>0.24人</u>	

注 (略)

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表16-2-4により行うものとする。

表 16-2-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担 説明	権利者	—	主任技師	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>	
			技師 A	<u>1.57</u>	<u>0.08</u>	<u>1.65人</u>	
			技師 C	<u>1.57</u>	<u>0.46</u>	<u>2.03人</u>	

注 (略)

附 則
(施行期日)

この積算基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成27年5月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和4年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する

この用地積算基準は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和4年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。